

一関市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和5年5月29日(月) 午後1時～2時

場所 一関市役所会議棟第3会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 諮 問

4 会長あいさつ

5 会議録署名委員の指名

6 議 事

諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について

【資料1-1～1-2】

7 答 申

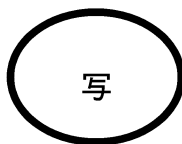
8 その他

9 閉 会

一関市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期：令和4年8月1日～令和7年7月31日)

委員選任区分	氏名	性別	所属等	委員就任日	新再	備考
	ちば てつ お 夫 千 葉 哲 夫	男		令和4年8月1日～	新任	
	ちば まみ こ 千 葉 真美子	女		令和元年8月1日～	再任	
	とち さわ けい こ 栃 沢 恵 子	女		令和4年8月1日～	新任	
	おの でお のが こう 小野寺 伸 公	女		令和4年8月1日～	新任	
	てら さき こう じ 寺 崎 公 二	男		令和2年9月23日～	再任	
	すぎ うち のぼる 杉 内 登	男		令和元年8月1日～	再任	
	かな ざわ じゅん いち 金 沢 純 一	男		令和元年8月1日～	再任	
	お がき かわら やす お 夫 小笠原 慈 夫	男		平成23年8月1日～	再任	
	いわ もと たか ひこ 岩 本 孝 彦	男		令和元年8月1日～	再任	
	お の でお の ヨシこ 小野寺 子	女		令和元年8月1日～	再任	
	ちば けん いち 千 葉 賢 一	男		令和4年8月1日～	新任	
	ち だ れい こ 千 田 麗 子	女		令和4年8月1日～	新任	
	たて の あきら 館 野 晃	男		令和4年2月15日～	再任	
	ふじ しま じゅん 藤 島 淳	男		令和4年8月1日～	新任	
	こ え さし しげ お 夫 小枝指 重 夫	男		令和3年7月6日～	再任	



国年第 01036 号

一関市国民健康保険運営協議会
会長 岩本孝彦様

一関市国民健康保険事業の運営に関し、下記事項について諮問します。

記

諮問第 1 号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について

令和 5 年 5 月 29 日

一関市長 佐藤 善仁

【諮問第1号】

一関市国民健康保険税条例の一部改正について

一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一関市国民健康保険税条例（平成20年一関市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合</p>

算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2 [略]

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2

算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2 [略]

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2

項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第22条の2 [略]

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。

附 則

1～6 [略]

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第22条の2 [略]

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）を提示しなければならない。

附 則

1～6 [略]

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定

同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

10 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑

10 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑

所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

15・16 [略]

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場

所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

15・16 [略]

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場

とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

19・20 [略]

別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係）

後期高齢者支援金分の税率等

項目			税率等
第6条	所得割	税率	2.85%
[略]			

別表第4（第21条関係）

基礎課税額分の軽減額

項目			軽減額
[略]			
5割 軽減	第21条第1項第2号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,900円
	第21条第1項第2号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
特定世帯			5,075円
特定継続世帯			7,612円
2割 軽減	第21条第1項第3号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,960円

とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

19・20 [略]

別表第2（第6条、第7条、第7条の2関係）

後期高齢者支援金分の税率等

項目			税率等
第6条	所得割	税率	2.82%
[略]			

別表第4（第21条関係）

基礎課税額分の軽減額

項目			軽減額
[略]			
5割 軽減	第21条第1項第2号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×290,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	9,900円
	第21条第1項第2号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×290,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
特定世帯			5,075円
特定継続世帯			7,612円
2割 軽減	第21条第1項第3号ア	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×535,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,960円

	第21条第1項第3号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×520,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,060円
			特定世帯	2,030円
			特定継続世帯	3,045円

備考 [略]

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
[略]				
5割軽減	第21条第1項第2号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×285,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,550円	
			第21条第1項第2号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×285,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額
				特定世帯
			特定継続世帯	2,775円
2割軽減	第21条第1項第3号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×520,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,420円	
	第21条第1項第3号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×520,000円以	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円

	第21条第1項第3号イ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×535,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,060円
			特定世帯	2,030円
			特定継続世帯	3,045円

備考 [略]

別表第5（第21条関係）

後期高齢者支援金分の軽減額

		項目	軽減額	
[略]				
5割軽減	第21条第1項第2号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×290,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,550円	
			第21条第1項第2号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×290,000円以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額
				特定世帯
			特定継続世帯	2,775円
2割軽減	第21条第1項第3号ウ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×535,000円以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,420円	
	第21条第1項第3号エ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数×535,000円以	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,480円

		下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯	740円
			特定継続世帯	1,110円

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

項目		軽減額	
[略]			
5割軽減	第21条第1項第2号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>285,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,850円
	第21条第1項第2号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>285,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	2,900円
2割軽減	第21条第1項第3号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>520,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,540円
	第21条第1項第3号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>520,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,160円

		下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	特定世帯	740円
			特定継続世帯	1,110円

別表第6（第21条関係）

介護納付金分の軽減額

項目		軽減額	
[略]			
5割軽減	第21条第1項第2号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>290,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	3,850円
	第21条第1項第2号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>290,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	2,900円
2割軽減	第21条第1項第3号オ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>535,000円</u> 以下の世帯1人当たりの均等割の軽減額	1,540円
	第21条第1項第3号カ	世帯の所得額が430,000円＋被保険者数× <u>535,000円</u> 以下の世帯1世帯当たりの平等割の軽減額	1,160円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一関市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

	件名	一関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について							
諮 問 内 容	【要 旨】	地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の軽減の対象となる世帯の所得額の基準を改めるなど、所要の改正をしようとするもの							
	【内 容】	1 改正内容							
	(1) 課税限度額の引上げ及び所得割税率の引下げ	国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるとともに、限度額の引上げによる増収分を財源として所得割の税率を引き下げる。							
		課税限度額				所得割税率			
	区分	基礎分	後期支援分	介護分	計	基礎分	後期支援分	介護分	計
	現 行	65万円	<u>20万円</u>	17万円	102万円	7.57%	<u>2.85%</u>	2.47%	<u>12.89%</u>
	改正案	65万円	<u>22万円</u>	17万円	104万円	7.57%	<u>2.82%</u>	2.47%	<u>12.86%</u>
	比 較	変更なし	+2万円	変更なし	+2万円	変更なし	△0.03 ^{ポイ}	変更なし	△0.03 ^{ポイ}
	(2) 5割及び2割の軽減対象世帯の所得基準となる金額の引上げ	低所得者に対する国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万5千円から29万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5千円に引き上げる。							
	区分	7割軽減	5割軽減		2割軽減				
現 行	43万円+10万円× (給与所得者等の 数-1)	43万円+ <u>28.5万円</u> ×被保険 者数+10万円×(給与所得 者等の数-1)		43万円+ <u>52万円</u> ×被保険者 数+10万円×(給与所得者 等の数-1)					
改正案	43万円+10万円× (給与所得者等の 数-1) ※変更なし	43万円+ <u>29万円</u> ×被保険者 数+10万円×(給与所得者 等の数-1)		43万円+ <u>53.5万円</u> ×被保険 者数+10万円×(給与所得 者等の数-1)					
(3) 文言の整理									
条項	改正内容				補足				
第21条の2	「第22条の2」を「第22条の2第1項」 に改めるもの				第22条の2第2項の改正に 伴うもの				

第22条の2第2項	「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改めるもの	特例対象被保険者（非自発的失業者）国保税軽減申請書の添付書類を、雇用保険受給資格者証と雇用保険受給資格通知の2種類とするもの
附則第7項～第18項（第10項、第15項、第16項を除く。）	「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条第1項」に改めるもの	公的年金等に係る所得に係る国保税の課税の特例の規定などにおける読替え適用に係る条項を精査したもの

2 施行期日 公布の日（改正後の規定は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用）

【課題・問題】

本改正により令和5年度の国民健康保険税を課税することとなるが、被保険者への速やかな周知を図る必要があることから、本議案については先議案件としたい。

備考

1 課税限度額引上げによる影響見込み

区分	増収額	限度額超過世帯数、国保加入全世帯数に対する割合
後期高齢者支援金分	約348万円	193世帯→156世帯（△37世帯）、 1.21%→0.98%（△0.23ポイント）

※1 増収相当額の約348万円は、中間所得者層の負担軽減を図るための財源として所得割税率を0.03ポイント引き下げたため、税収は増とはならない。

※2 加入世帯に対する割合は、令和5年度当初予算算定時の世帯数（後期高齢者支援金分15,936世帯）で試算。

2 減額の対象拡大による影響見込み

区分	軽減増加額	軽減拡大となる世帯数、被保険者数、国保加入全世帯数に対する割合
2割軽減から5割軽減となる分	約160万円	44世帯、71人、0.28%
軽減なしから2割軽減となる分	約67万円	41世帯、71人、0.26%
計	約227万円	85世帯、142人、0.53%

※1 軽減増加額の約227万円については、保険料軽減制度により、県から保険基盤安定負担金として交付された軽減増加額の3/4を一般会計の歳入で受け、市負担分の1/4と合わせた額（軽減増加額と同額）を一般会計から国保会計に繰り入れすることとなる（税収は減となるが国保会計の歳入は変更なし。）。

※2 加入世帯に対する割合は、令和5年度当初予算算定の世帯数15,936世帯で試算

3 改正に係る経緯

「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割及び2割の軽減対象世帯に係る所得判定基準を改正するとされたことを受け、地方税法施行令が改正された。

4 関係法令等

○ 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号。令和5年3月31日公布、令和5年4月1日施行） 抜粋

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第56条の88の2 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、65万円とする。</p> <p>2 法第703条の4第19項に規定する政令で定める金額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>3 法第703条の4第27項に規定する政令で定める金額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第56条の89 法第703条の5第1項に規定する政令で定める金額は、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に10万円を乗じて得た金額を</p>	<p>(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第56条の88の2 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、65万円とする。</p> <p>2 法第703条の4第19項に規定する政令で定める金額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>3 法第703条の4第27項に規定する政令で定める金額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第56条の89 法第703条の5第1項に規定する政令で定める金額は、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第703条の4第10項第1号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に10万円を乗じて得た金額を</p>

加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第3号又は第4号の規定による減額を行う場合には、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5千円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第703条の5第1項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額(世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額)について行うこと。

(2) 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯

ロ 法第703条の5第1項に規定する総所

加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に53万5千円を乗じて得た金額を加算した金額(次項第3号又は第4号の規定による減額を行う場合には、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に29万円を乗じて得た金額を加算した金額)とする。

2 法第703条の5第1項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額(世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額)について行うこと。

(2) 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯

ロ 法第703条の5第1項に規定する総所

<p>得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>28万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 10分の5</p> <p>ハ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>52万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 10分の2</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>29万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 10分の5</p> <p>ハ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>53万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 10分の2</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
--	--

○地方税法（昭和25年法律226号） 抜粋

(国民健康保険税)

第703条の4 国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者（以下この節において「被保険者」という。）である世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、国民健康保険税を課することができる。

(1)～(3) [略]

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険を行う市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第1号へ及び第2号ニにおいて同じ。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下国民健康保険税について同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下国民健康保険税について同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下この条において同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下この条において同じ。）

3・4 [略]

5 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち基礎課税額は、前項各号に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

6～10 [略]

11 第5項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

12・13 [略]

14 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち後期高齢者支援金等課税額は、前項各号に掲げる標準後期高齢者支援金等課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

15～18 [略]

19 第14項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

20～21 [略]

22 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち介護納付金課税額は、前項各号に掲げる標準介護納付金課税総額の区分に応じ、介護納付金課税被保険者である納税義務者及び納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

23～26 [略]

27 第22項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

28 [略]

(国民健康保険税の減額)

第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この項中山林所得金額の算定について同じ。）及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

2 [略]

案

令和5年5月29日

一関市長 佐藤 善仁 様

一関市国民健康保険運営協議会
会 長 岩 本 孝 彦

答 申 書

本日諮問のあった下記事項について、本協議会を開催し審議した結果、相当と認め諮問どおり答申いたします。

記

諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について